

暴力団等の排除措置に関する特記仕様書

(目的)

第1条 この特記仕様書は、桑名広域清掃事業組合が締結する契約等に係る暴力団、暴力団関係者又は暴力団関係法人等（以下「暴力団等」という。）の不当な介入等を排除することにより、契約の適正な履行を確保することを目的とする。

(用語の定義)

第2条 この特記仕様書における用語の意義は、桑名広域清掃事業組合の締結する契約等からの暴力団等排除措置要綱（平成 26 年桑名広域清掃事業組合告示第9号。以下「暴力団等排除措置要綱」という。）第2条に定めるところによる。

(通報義務)

第3条 受注者は、暴力団等による不当介入を受けた場合は、次の各号に定める義務を負うものとする。

- (1) 暴力団等による不当介入を受けた場合は、毅然とこれを拒否し、速やかに、警察に通報するとともに、捜査上必要な協力を行うこと。
- (2) 前号の通報及び協力を行った場合は、速やかに、その内容を管理者等発注者に報告すること。

(資材購入等の禁止)

第4条 受注者及び下請負人等は、資材販売業者若しくは廃棄物処理業者又はその役員等が暴力団等と認められる場合は、当該資材販売業者若しくは廃棄物処理業者から資材等を購入し、又は廃棄物処理施設若しくは廃棄物処理業者を使用してはならない。

(違反に対する措置)

第5条 受注者が前2条の規定に違反した場合は、情状により、次の各号の措置を講じることがある。

- (1) 指名停止又は文書注意 暴力団等による不当介入を受けたにもかかわらず、第3条の規定に違反した場合は、指名停止又は文書注意を行う。
- (2) 暴力団等排除措置要綱第5条の規定により、契約を解除する。

(契約期間の延長等)

第6条 暴力団等による不当介入を受けたことにより、契約期間内に履行することが困難な場合は、管理者等発注者と協議すること。

- 2 受注者が第3条の規定に違反していた場合は、前項の規定にかかわらず、情状により、契約期間の延長等の措置を講じないことがある。この場合において、受注者は、履行遅滞の責を免れない。

(その他)

第7条 この特記仕様書に定めるもののほか、暴力団等排除措置要綱の規定により、必要な措置を講ずるものとする。